小布施町農業委員会議事録

1 招集通知年月日 令和3年7月21日

3 会場 小布施町公民館 講堂

4 委員総数 15名

うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名

- 5 出席委員数
 - ·農業委員 9名

小林 春代三田 和彦岩崎 博行平松 幸明島津 忠昭竹内 邦広小林 広幸牧 けい子関口 実夫

·農地利用最適化推進委員 6名

浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男

関谷 正治

- 6 欠席委員 0名
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項

議案 第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案 第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案 第9号 農用地利用集積計画の決定について

報告 第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告 第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局:開会(午後2時00分)

議長:委員総数 9 名 出席者 9 名で定足数に達しておりますので、ただ今より 7 月定 例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を 行います。本日の署名委員ですが、6番竹内邦広委員、9番関口実夫委員の両名にお願 いします。

それでは、はじめに、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長: それでは、番号 1 と番号 2 について、関連していますので、一括して 6 番竹内 委員より説明願います。

6番竹内委員:この案件は、譲受人が農業を始めたいということで、それぞれ譲渡人から売買で農地を購入するというものです。

議長:質問ございますか。

3番岩崎委員:譲受人の農業の経験とか機械の用意といったことは、問題ないですか。

6番竹内委員:問題ないと思います。譲受人の話では、番号1の申請地の所に倉庫を建てて農業機械を入れる予定があるそうです。機械は全部そろっています。それと、申請地では野菜を作りたいとのことです。

また、別の方からの土地でモモを2反歩位足される予定があるそうです。

3番岩崎委員:分かりました。

6番竹内委員:事務局では倉庫を建てる転用の話はもう許可を出されましたか。

事務局:この話の場合、2アール未満の農業用施設に当たるので、許可というのではなく届出で足りる、となっています。転用には違いないのですが許可不要ということです。 そして、その届出ですが、今日の時点ではまだ頂いておりません。

議長:他に質問などございますか。

議長:他に質問が無ければ番号1と番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。 異議なければ同意される農業委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号 1 と番号 2 は許可とします。続いて、番号 3 について、 13 番鶴田委員より説明願います。

13番鶴田委員:譲受人から聞き取りをして参りました。

経緯ですが、最初は小布施町農地バンクに登録していたそうです。作付は、ここは栗畑で、続けて栗を作るとのことです。場所については、地図は2ページ目です。譲受人が所有する土地が近くにあって、そこからそんなに離れていないということです。農機具は、軽トラック1台、草刈機1台、動噴1台等を所有しています。労働力は本人、本人は勤め人ですが、それと奥さんの主に2名でやっています。自宅が矢島なので、車で10分から15分位の距離になっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意

される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号3は許可とします。続いて、番号4について、12番桐原委員より説明願います。

12 番桐原委員: この案件の当事者は林の方で、両者の間柄は祖母とお孫さんということなのですが、譲受人が今は横町のアパートに住んでいますので、私の方で確認をしてきております。

現状、林地区にある畑では、全体でモモが約5アール、イチゴが8アール、野菜が12アールありまして、うち野菜12アールは譲渡人が自家用野菜を作っています。吉島の方の畑では、サクランボとリンゴがあるということです。また、六川沖の水田はコメを作っているということです。

今後の予定ですが、林の方は、今回の申請地以外で、譲受人がイチゴを作っている所がありまして、この後、モモと野菜の所もイチゴにして増やしていきたいということで、イチゴの経営規模を拡大する計画と聞いております。現状でもイチゴを 30 アールほど作っていますし、高山村の方でもイチゴの他にそば、コメもやっているそうです。

労力は、本人と奥さんの 2名が主体となっていまして、季節的なもので忙しい時に雇用 2名ほど入れていまして、今後もこのような形でやっていきたいとおっしゃっていました。農機具は、トラクター1台、管理機 2台、軽トラック 1台を所有しています。移動距離は、横町からなので 5分から 10 分以内で通えますので、問題ないかと思います。以上です。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意 される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 と番号 6 について、関連していますので、一括して 10 番浅岡委員より説明願います。

10 番浅岡委員: どちらの案件も押羽の申請地になっています。借受人は現在、両親とモモとリンゴを中心とした果樹経営をされています。今回申請された農地には、リンゴとモモを作付けする予定と聞いています。

農機具は、軽トラック、SS、草刈機、乗用トラクターが 1 台ずつ有る、となっています。申請地までの距離は、自宅からクルマで約 2、3 分の所ですので、家族で十分通え、耕作できる距離、面積だと思います。

以上です。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号5と番号6は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号 5 と番号 6 は許可とします。続いて、番号 7 について、事務局より説明願います。

事務局:この案件ですが、通常は福原地区担当の桐原委員にご説明をお願いするところですが、ご覧のとおり土地交換であるので、これの他に、譲渡人と譲受人が逆転している所有権移転の土地もございます。そのもう一方の話は市街化区域内農地の転用の届出であるため、事務処理中に私が確認を致しましたため、今回は私より説明申し上げます。

地図は8ページをご覧ください。申請地は市街化区域内で、福原公会堂の北側の区画内にあります。

譲渡人は町内の不動産業者、譲受人は福原の方です。譲渡人は西側に隣接する宅地を 所有しています。譲受人は申請地南側にブドウ畑を持っています。申請地は、譲渡人が 宅地分譲の目的でおよそ1年前に売買により所有権を取得したものの、地目変更を未だ 行っていません。

交換する土地は、地図8ページに記載しております、この申請地の左上にマークした2筆です。それで、両者が土地交換をした場合、譲渡人は分譲地をまとめて持つことができるということ、譲受人は既存のブドウ畑を拡張でき効率良く管理できるようになるということで、お互いに都合が良いため、ご覧のような申請に至りました。

譲受人の状況について説明します。お住まいの福原地区内に他にも果樹園があり、議案書でご覧のとおりの営農規模になっています。労力は本人と奥様の2名となっています。ブドウを栽培している方ですので、申請地では、南隣接地のブドウ畑を拡張し利用する計画となっています。所有する農機具は、SS1台、乗用草刈機1台、軽トラック1台を所有しています。通作距離は自宅から徒歩3分と近くです。

なお、もう片方の所有権移転の案件については、市街化区域内の農地転用の話になりますので、改めまして後ほど報告第8号において報告致します。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号7は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意 される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号7は許可とします。続いて、番号8について、私より説明致します。

議長:譲受人は大島にある法人です。申請地の場所は地図の7ページになります。深沢川の少し北の所です。現在借り受けで牧場を経営されていますので、採草放牧地ということになっています。

譲受人は、すでに法人の運営ということで、軽トラックや草刈機等の機械を所有されていますので、農業経営には問題は無く、また、労力的にも問題は無いと考えます。

議長:説明は以上ですが、質問等ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ番号8は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意 される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号8は許可とします。

次に、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:転用目的は児童福祉施設用地です。転用面積は 199 ㎡です。譲渡人は羽場の方、譲受人は長野市の障がい者福祉事業者です。地図は 9 ページをご覧ください。申請地は北岡神社の北、約 200m の所に位置しています。

では、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。まず、申請地については、5月の審議において第3条許可済みの土地でありますが、本人記述の理由書のとおり、申請を誤ったとのことで、第3条で取得したかったのは、南側に隣接している184番のリンゴ畑のみでした。そして、申請地の西側に隣接する横並びの既存宅地3筆、これは地図資料の方を見ると白く線が浮き出ている部分ですが、この3筆を合わせて、計4筆を売買取得しまして、一帯利用するように転用計画を立てています。既存宅地の3筆は、今のところ空き家等が建っている状態です。3つ目の添付書類として、公図を利用した周辺の土地の状況図もご覧いただいていますが、この資料で言えば、チェックを入れてある5つの筆を福祉事業で使用したいということです。

申請地の選定理由は、理由書の前半部に記載されているとおりです。

転用許可基準の立地基準については、第1種農地と判断されていますので原則不許可ですが、不許可の例外規定にある「隣接地と一体として同一事業の目的に供するもので第1種農地の面積が3分の1を超えないもの」に該当するものとして認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資証明書により申請者の資力を確認しています。申請地は譲渡人の所有地であり抵当権等は設定されていません。また、隣接地の状況については、東側は農地、西側は宅地、北側は公道、南側は他者の農地および 5 月に許可済みで申請者の代表者が個人として所有する農地になっています。このため、添付の申請書写しの 6 欄に記載のとおりの対策を実施することにより、この転用事業による他者の隣接農地への影響は出ないようにすると伺っております。

以上のことから、影響は特に認められないと考えます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長:これにつきまして質問ございますか。

議長:手続き上、何か齟齬というか、間違えたということですか。

事務局:5月の総会では、南隣接地の畑と共に計2筆で第3条申請され、許可を出しています。ところが今回は、そのうちの1筆が転用だったから第3条でなかった、ということです。間違いそのものは申請者自身のミスによるものですが、許可した件の取り消しというのはまた難しいところがありまして、そのまま県より5条許可が下りるようになれば、許可が重複することとなってしまいます。

3条でも5条でも、同じ申請者同士であって、所有権移転するということには変わりないですが、3条は農地のまま利用したい用事に適用するし、建物を建てたり駐車場にして使いたいということなら4条か5条で転用許可申請が必要になってきます。3条許可が基本的に取り消せないなかで、転用許可申請をするというのは決して良いことではありません。なので、上の機関に相談をした結果、今回はご覧のような理由書を取り付けてもらってください、との指示を頂きました。

議長:ご質問はよろしいでしょうか。

8番牧委員:5月申請の時の話とずいぶん内容が違っていますし、その5月総会で審議 し許可を出した時にも、事業内容について大丈夫なのか疑問を持った委員の方もいて、 票が割れたかと思います。なんだか不自然な感じがするのですけど、こういうことは、 あり得るのでしょうか。

事務局:確かにおっしゃる通りで、5月当時の3条申請のために提出された営農計画では、3条なのでこの代表者が個人名義で申請をし、リンゴを栽培すると記載されていましたし、迷いなく2筆分を申請地に書いて持ってきたため、こちらとしても疑うところがなく、また、審議する上は許可が出るように頑張って説明もしました。でも実際のところはこの人が日頃から障がい児の面倒を見たりリンゴの木の世話をしたりするのではなくて、もし実際に転用事業が行われたら、町内にお住まいの方が雇用されて、その方が勤務をし、子どもたちの通所の面倒を見るようです。基本的に通所施設なので寝泊まりは行われません。

申請者個人は、長野市内に自宅兼事務所があって、先に運営開始している児童福祉施設がおありです。今回はその事業の拡大ということで、申請を出されています。

私も 1、2 度本人に会っていますが、人としてどうかとか、転用事業の信ぴょう性や確実性、そういったことについて、信用がおけないという感じは受けませんでした。しかし、ともかく申請そのものが一部ミスであったという点は、本人が、とにかく所有権を自分に移転できればいいというお考えで、用途別に申請が異なるという認識が無かった、そして、利用したい土地の全体の利用計画も頭に入っていなかったため、起こってしまったことであります。事務局の私自身も確認が足りず申し訳ありませんでした。

議長:3条許可後でも、1年とか半年間とか、しばらく耕作をすれば転用申請もできるようになるのですか。

事務局:そういった具体的な規定は、今はありません。以前は3年3作のルールがありましたが、現在の概念は、そもそも転用目的での3条申請はないはずだから、との前提によるものです。

今回の話を、良く捉えるならば、前回の申請を間違えたとかではなくて、いったん3 条許可を受けたけれども、直後に土地利用を再考したらやっぱり土地利用計画を変更したいと思った、といった話にもできなくなかったと思います。しかし、審議をする皆さ んには事実を伝え、それを踏まえた審議をしていただかなければいけないと考えております。

議長:こういった施設が来ることについて、近隣の方の意見や感想などはあるのでしょうか。

事務局:では、7番小林委員さん、お近くにお住まいですが、何か知っていることがあれば教えてください。

7番小林委員:北岡地区としては、まだ何も聞いていません。ここにどういう建物が建つとかも含めて、何も話が出てきていません。それに、理由書の立地の選定理由も不自然です。ハイウェイオアシスも小学校も近くありませんし。

正直なところ、近隣の土地の所有者はちょっと心配している面もあります。それは、子どもたちによって周りが荒らされないか、とか、畑の方に入ってこられたら困る、などという内容で、個々には話しますが、ただ正式なお知らせや依頼は来ていないので、何とも言えない状況です。

委員の自分としては、小布施に耕作地があるのなら大丈夫そうではないかという判断を5月にはした覚えがあるので、その農地の位置だとか、事業概要だとかが、資料で情報提供してくれればより分かりやすいのだろうと思いますが。

4番平松委員:5月の3条申請は個人で申請されていましたが、あの時点では法人設立はされていなかったということですか。

事務局:今回の申請は転用なので、農家、非農家は不問です。そうでないと人が住宅を建てたりできなくなってしまいます。それと、申請者の法人設立はもっと前にしています。

一方で、3条申請は農地を農地として使うためにするもので、この受け人になるには、農家要件を満たす必要がありますし、そもそも、原則として農地は法人で所有できません。そのため、5月の時には個人名義で申請をされました。

議長:他に質問ございますか。

議長:質問が無ければ、理由書付きで番号1は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。 異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手5名一

議長:挙手が少ないですが、どのようになりますか。

事務局: 異議ありで、その内容を記して県へ進達します。異議なしが過半数なら、異議なしとしていいと思います。

議長: 異議なしが過半数のため、異議なしということで提出になります。

事務局:結論としては異議なしでも、このような意見があったと付け加えることはできます。

議長:それでは、異議ありとする意見もあったということで、その内容もお聞きして付

けて送ることとしたいと思います。

4番平松委員:添付の理由書ですが、こういう内容で出してくるとしたら、ある程度地域にお話しされていないと書けないと思うんですよね。

転用の話とは関係ないかもしれないですが、本人もちゃんとした方だとは思いますが、 小林委員も言われたように、書かれている内容が何か引っかかる、と。

7番小林委員:長野市での事業の現状が知りたいです。理由書の内容は、このくらい書いておけばいいかな、というような雰囲気も感じるものですから。

農産物の栽培とか、地域の人との交流とかは、別に問題は無いかな、と思います。

8番牧委員:5月の時からしたら、あまりにも内容が違うのに、まして建物を建てるとなると、この場で安易に許可したことを後で批判されるのではないかという懸念もしてくるので、賛成できませんでした。

事務局:分かりました。

とりあえず、現在の事業展開の概要については、長野市内の運営中の施設のところのパンフレットがあるので、今から前から順に回覧していただきます。それから、北岡地区にまだ話がされていないということについては、企画政策課か申請者宛て早急に実施してもらうよう事務局からお願いしておきます。

議長:では、次の議案です。議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員:借受人から聞き取りを行いました。

作付けされるのはブドウです。まだ棚はないので、これから建てて始めるということです。農機具については、SS、乗用草刈機を所有されています。労力は、本人と奥さんになります。申請地は借受人の自宅と隣接していて、歩いて行けます。

これまでもブドウの栽培をされている方なので、問題なく耕作できると思います。

議長:これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長:質問が無ければ、番号1は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局:地図は7ページをご覧ください。申請地は、浄照寺がある集落の北で、申請地の北隣には墓地があります。

貸付人は県外の方、借受人は東町の方です。

平成28年8月1日より5年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き野菜を栽培する計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号2は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長:挙手全員のため、番号 2 は決定とします。続いて、番号 3 と番号 4 について、関連していますので、一括して事務局より説明願います。

事務局:地図はそのまま 7ページをご覧ください。申請地について、番号 3 および番号 4 の後半 2 筆の計 3 筆は、バルブステーションの南西約 100mの所にあり、ひと塊になっています。また、番号 4 の前半 2 筆は、押羽集落の北で、このページの中央付近にあります。

番号3と番号4の貸付人はいずれも押羽の方で、借受人は大島の方です。借受人は、 今回の申請地の貸借契約を結んだ当初、連坦するようにまとめて話を進めたことから、 契約の終期や立地がまとまっています。

平成 28 年 8 月または 10 月より 5 年間の利用権設定をしていますが、今月末ですべて契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続きネクタリンの栽培をする計画となっています。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号3と番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号 3 と番号 4 は決定とします。続いて、番号 5 について、事務局より説明願います。

事務局:譲渡人は飯田の方、譲受人は公益財団法人です。地図は 11 ページをご覧ください。申請地は、小布施総合公園と第1フルーツセンターに挟まれた所の大島地区内にあります。

譲渡人は兼業で、これまで近くに住む親戚の方に、まとめて代わりに畑を耕作してもらっていました。しかし、その親戚の方も高齢になってきたため、以前から所有する農地の規模縮小を希望されていました。このたび、大島にお住まいの方に売却できる運びとなり、具体的な話を進めていくなかで長野県農業開発公社を通じて売買することになったものです。売却予定の相手の方は、申請地の南側に畑をお持ちの方です。

今回は、譲渡人から長野県農業開発公社への申請を行い、来月以降、譲受人となる大島の方に売り渡されることになります。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

一举手全員一

議長: 挙手全員のため、番号5は決定とします。

次に、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局: (朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:譲渡人は東町の方、譲受人は山王島の方です。地図は10ページをご覧ください。該当地は、北部体育館の南方向に位置しており、市街化区域内になります。北側と南側はすでに民家が建っています。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5条の届出になります。

戸建て住宅を建築するとして、届出があったものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ、報告案件のためご了承願います。 続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局:この報告は、先の議案第7号番号7の関連案件です。

譲渡人は福原の方、譲受人は町内の不動産事業者です。地図は8ページをご覧ください。該当地は、福原公会堂の北の区画内にあり、市街化区域内になります。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5条の届出になります。

3 筆いずれも宅地分譲をするために届出されたものです。このうち、議案第7号番号7の関連分は、1 筆目と2 筆目の2 つで、この合計は609 ㎡であり、これとの土地の交換ということになります。3 筆目は一般的な売買による所有権移転及び転用となります。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

次に、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より朗

読願います。

事務局:(朗読)

議長:では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局:この報告は、先の議案第9号番号5の関連案件です。

貸付人、借受人ともに飯田の方です。地図は11ページをご覧ください。

両者は、所有農地の全てを一括して、農地法第3条により平成30年3月1日より使用貸借権を設定していますが、先ほどの議案第9号番号5において説明致しましたとおり、このたび、この農地についてのみ、他の方へ売却する話がまとまったため、合意解約の手続きをしたものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。次に、番号2について、事務局より説明願います。

事務局:この報告は、先の議案第7号番号8の関連案件です。

貸付人は北岡の方、借受人は町内の農地所有適格法人です。地図は7ページをご覧ください。該当地は、押羽の集落から見て北西の、深沢川の近くにあります。

平成30年4月1日から5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、先ほどの議案第7号番号8において議長よりご説明いただきましたとおり、このたび、売買により所有権を借受人に移転する話となったため、これまでの貸借契約を合意解約したものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。次に、番号3について、事務局より説明願います。

事務局:この報告は、先の議案第7号番号4の関連案件です。

貸付人と借受人は親子の関係で、これまで全ての農地について使用貸借権を設定して借受人の息子さんが耕作していましたが、先ほどの議案第7号番号4において12番桐原委員よりご説明いただきましたとおり、このたび、孫の方へ所有権移転することとなったため、息子さんとの貸借契約を解除したものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。次に、番号4について、事務局より説明願います。

事務局:この報告は、先の議案第7号番号6の関連案件です。

貸付人、借受人ともに押羽の方です。地図は7ページをご覧ください。該当地は、バルブステーションから東、約100mの所に位置しています。

貸付人と借受人はご近所同士の間柄で、農地法第3条により借受人の夫が生前借り受けて平成9年3月から耕作をしていましたが、現在はすでに耕作はしなくなっています。そして、先ほどの議案第7号番号6において10番浅岡委員よりご説明いただきましたとおり、このたび、売買により同じ押羽地区内にお住まいの別の方と賃貸借契約を結ぶ話がまとまったわけですが、過去の貸借契約が有効な状態で残っていたため、このたび改めて合意解約をしたものです。

議長:これにつきまして質問ございますか。

一質問一

議長:質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長:以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会(午後4時03分)

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年7月30日

小布施町農業委員会長

議事録署名委員

議事録署名委員